

情報倫理ガイドライン

コンピュータネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の急速な進展により、世界中の様々な情報にアクセスできたり、個人の情報をたやすく発信できたりと、私たちの日常生活は、ますます豊かで便利なものとなってきています。しかしその一方で、ネットワークはインターネットを通じて世界中の様々な人々とつながっているため、関連する技術やルールやマナーを知らないあるいは守らないでいると、他の人に迷惑をかけたり、自分自身がトラブルに巻き込まれたりすることがあります。このようなネットワークをお互いに快適・安全に利用するためにどのようなことを守るべきか考えることを「情報倫理」と呼びます。

このガイドラインは、清泉女子大学でネットワークを利用する上で最低限守らなければならない「情報倫理」の基準を定め、学生の皆さんが、良識的な行動ルール・モラルをもってネットワークを効率的にまた安全に利用できるようにすることを目的とするものです。

1. 利用目的

本学のネットワークの利用は授業及び授業関連に関する目的に限られます。ただし、授業及び授業関連で利用してもまだ余裕がある場合には、大学が認める範囲で就職活動、学生活動のために利用することができます。

2. 法令の遵守

私たちが日常生活で守らなければならない法令は、ネットワークを利用する際にも当然守らなければなりません。コンピュータを利用する際には、以下のような行為は絶対行ってはいけません。

- ・ 基本的人権を侵害する行為
- ・ 他人のプライバシーを侵害する行為
- ・ 著作権・特許権など知的所有権を侵害する行為
- ・ その他の法令・規程・規則に触れる行為

3. アカウント・パスワードの管理

ネットワークの安全性を確保するためにも各自のパスワードを他人に知られたり盗まれたりしないよう、厳重に管理する義務があります。これに関して、次のような行為を行ってはいけません。

- ・ アカウントを他人と共有したり貸し借りをしたりすること
- ・ 自分や他人のパスワードを第三者に教えること
- ・ コンピュータを利用した際にログオフをしないで席を離れること

4. 情報発信・公開時の注意事項

電子メールの送信やホームページの公開など情報を発信する際には、特に個人情報の保護や知的所有権

の侵害防止に十分な注意を払ってください。故意に侵害した場合だけではなく無意識で行ってしまった場合や未遂の場合にも、刑事責任や民事責任に問われる可能性があります。

これに関して次のような行為を行ってはいけません。

- ・ 誹謗中傷、差別、名誉毀損にあたる情報を発信すること
- ・ 知的所有権を侵害する情報を発信すること
- ・ 他人のプライバシーに関わる情報を断り無く発信すること
- ・ 他人からのメールを送信者に断りなく第三者に転送したり公開したりすること
- ・ 他人のメールを盗み見たり改竄したりすること、またはそれを試みることに
- ・ 本学の信用・品位を損なうような情報を発信すること
- ・ 虚偽の情報や公序良俗に反する情報を発信すること

5. 利用マナー等

ネットワークを利用しているのはあなただけではありません。他の利用者のことも考え利用マナーを守り、他者の迷惑となる下記のような行為は謹んでください。

- ・ ネットワークやコンピュータの資源を無駄遣いしたり、占有し続けたりすること
- ・ コンピュータウイルス等ネットワークのトラブルを引き起こす原因となるプログラムやデータを作成したり持ち込んだりすること
- ・ ソフトウェアをインストールしたり利用目的にそぐわないファイルをダウンロードしたりすること
- ・ 公序良俗に反する行為を行うこと

6. 違反行為に関する処置

本ガイドラインに反する行為を行った場合には、下記の措置をとることがあります。

なお、利用資格の取消中または停止中に、電子メールの消滅や不到達、ファイルの消滅等の不利益もしくは不利益の原因が生じたとしても、そのことについて何ら補償は行なわれません。

また、本学学則に抵触した場合には、下記の措置のほか、学則に則った処分が行われることがあります。

- (1) 利用資格の取消
- (2) 利用資格の停止
- (3) 違反行為によって生じたファイル、データ及びプログラム等の削除
- (4) その他の教育的に必要な措置